

国保財政の安定化へ

問 国保年金担当 34・1111
内線318(役場1階5番窓口)



国保マスコット
健康まもるくん

平成31年度国民健康保険税の税率などが改正されます

▼広報みやしろ 11月号でお知らせしたとおり、町では、厳しい国保の財政状況を憂慮し、平成31年度の国保税率等の見直しを検討してきましたが、去る12月定例町議会において、国保税の税率の改正を主旨とした「宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」が可決されました。今回は、その内容についてお知らせします。

6,000万円の赤字解消を目指す

▼国民健康保険税率の改正は、一般会計からの法定外繰入金（以降「赤字額」）を将来的に解消するため、今後2年おきに計画的、段階的に赤字解消を進めていくものです。また、1回の改正で、改正の前年度の概ね2分の1程度の赤字額を解消することを今後の基本方針とし、平成31年度は約6,000万円の赤字解消を目指します。その他、医療費の適正化や国や県の公費の拡充への取組みを進め、国保税額の負担増の抑制に努めていきます。

▼新税率は、基礎課税額（医療分）の所得割の税率を6.1%から6.17%、均等割を28,200円から31,800円、後期高齢者支援分の所得割を1.9%から2.05%、均等割を9,600円から11,000円、介護納付分の所得割を1.3%から1.89%、均等割11,000円から14,100円に引き上げます。（※比較表参照）関係者の皆様にはご負担をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

平成30年度の標準保険税率と依然格差が・・・

▼埼玉県が、各市町村で必要な税率等を毎年度、標準保険税率として示します。平成30年度の標準保険税率と町の改正後の税率等と比較すると介護納付分はほぼ標準保険税率に達したものの、基礎課税額や後期高齢者支援分は依然として、格差が生じています。

格差の分が赤字となりますが、被保険者の減少等により赤字額は、今後も増加する見込みのため、定期的な見直しが必要です。

●比較表

年度	基礎課税額（医療分）		後期高齢者支援分		介護納付分 （40歳～64歳未満）	
	所得割 （%）	均等割 （円）	所得割 （%）	均等割 （円）	所得割 （%）	均等割 （円）
30	6.1	28,200	1.9	9,600	1.3	11,000
31	6.17	31,800	2.05	11,000	1.89	14,100
増減	+0.07	+3,600	+0.15	+1,400	+0.59	+3,100
H30 標準保険税率	6.24	35,472	2.21	12,524	1.89	14,093

保険者努力支援制度で県内3位

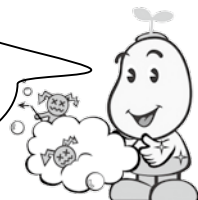
▼町では、医療費の適正化や国や県の公費の拡充に積極的に取り組んでいます。平成30年度は、これまでの国保税徴収率の向上や保健事業における特定健康診査実施率、透析患者の増加を予防する生活習慣病重症化予防対策事業の取組みなどにより、県内市町村で3番目に高い評価を得ました。その結果、国から1,854万4,000円の交付金が交付される予定です。

▼この制度は、特定健康診査や特定保健指導の積極的な受診、ジェネリック医薬品の利用の促進、健康マイレージへの参加など日ごろの健康への取組みが、高い評価に繋がりますので、多くの被保険者の皆様のご協力をお願いします。

国保税の減免制度ご利用を

▼町では、病気や災害で所得が少なく、生活が困窮している方のために、国保税の減免制度を設けています。是非ご相談ください。

医療費の増加は、国保税にも影響するんだって。医療費の増加を緩やかにするためにも、「疾病予防」と「病気の早期発見・早期治療」が大切だよ！



広報みやしろに広告を出してみませんか

毎月12,500部発行され、身近な情報紙として親しまれている「広報みやしろ」を活用して、効果的にPRしてみませんか。 申問 広報担当 34・1111 内線 207(役場2階9番窓口)